

1

## 意思決定支援と代行決定

## 意思決定支援についての動向

### 国の成年後見制度利用促進基本計画

- 第三者が後見人になるケースの中には、**意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもある**と指摘されている。
- これまでの成年後見制度の運用では、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた。
- 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人を代理して法律行為をする場合にも、**本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させること**が求められる。
- 後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき。



意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの策定

**意思決定支援とは…**

**Supported Decision-Making**  
支援を受けて意思決定をすること



## 後見人等として意思決定支援を行う局面

本人にとって重大な影響を与えるような法律行為  
及びそれに付随した事実行為の場面

1 施設への入所契約など本人の居所に関する重要な  
決定を行う場合。

2 自宅の売却、高額な資産の売却等、法的に重要な  
決定をする場合。

3 特定の親族に対する贈与・経済的援助を行う場合など、  
直接的には本人のためとは言い難い支出をする場合。



## 意思決定支援が目指すもの

後見人等のみではなく、さまざまな事業者や地域住人を含めた社会全体によって、判断能力が不十分な方の意思を尊重し、権利を擁護する地域共生の取組みを全国的に進めていくもの。

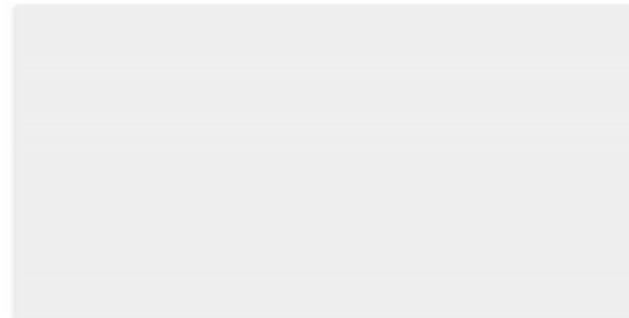


### ロールプレイ -体験から考えよう①-

自分の意思を確認してもらえない、表明しても無視されるロールプレイ

#### 【あなたの状況】（設定）

- あなたは80代で、脳梗塞の後遺症により失語症を発症しています。
- 有料老人ホームに入所中ですが、家に帰りたいと思っています。
- 有料老人ホームは、居心地が良いわけでもなく、食事も美味しいくないと感じています。
- 孫のような若い職員に生意気な口をきかれ、バカにされているような気持になります。
- そんな中、今日久しぶりに後見人が面会に訪れました。



- あなたは、言葉をうまく発することができません。
- あなたは、首をうまく動かせないので、話しかけられても、頷くことすらできません。

## ロールプレイ -体験のフィードバック-

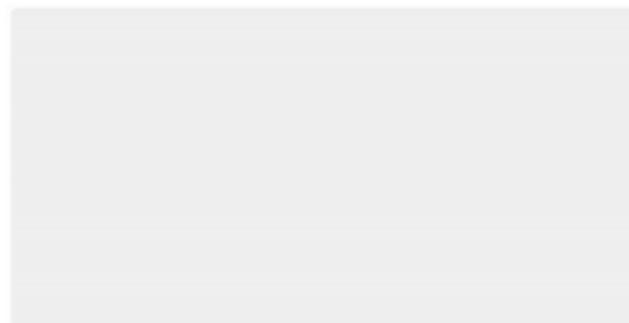
memo

### ロールプレイ -体験から考えよう②-

自分の意思を確認してもらえない、表明しても無視されるロールプレイ その2

#### 【あなたの状況】（設定）

- あなたは50代で自閉症です。
- グループホームへ入居し、作業所へ通っています。
- 趣味は傘を集めることです。傘は、幼い頃に雨のなか母親と楽しく遊んだ思い出のあるものであり、楽しい子ども時代の象徴です。
- 集めてきた傘に囲まれているととても落ち着いた気分になります。一方で、傘が無くなると、自分の居場所が無くなってしまうような気持ちになり、不安になります。
- そんな中、今日久しぶりに後見人が面会に訪れました。



- あなたは、言葉をうまく発することができません。
- あなたは、気持ちを外に表現することができません。

## ロールプレイ -体験のフィードバック-

memo

## 当事者の言葉から ①

● 後見人は月1回程度しか面談しないため、本人のことをあまり知ることができない。そのため普段から本人と関わりのある支援者の視点も大切にして、本人の意思を汲み取ることができるよう活動して欲しい。

(障がい者団体)

● 障害を持つ場合、本人との意思疎通を取ることが難しいため、後見人は施設職員等と連携を取ることが多くなるが、本人の代弁者という意識をもって、支援してほしい。

(障がい者団体)

● 特に後見類型の場合は、包括的代理権が後見人に与えられるため、本人が不在（の代行決定）なことがある。後見類型であっても本人に意思を確認の上、常に本人中心の支援をして欲しい。

(障がい者団体)

## 当事者の言葉から ②

- 本人の意思を尊重した結果、多くの人が選択しない方法を実現しようとすると、「責任が負えない」という後見人がいる。逆に、後見人が代理代行決定したこと（の結果責任）にどのような責任を負っているのか。

（障がい者団体）

- （意思決定による）将来の結果を引き受けるのは本人である。チームで決めたから免責になる（共同決定したからよい）ということではない。とにかく後見人や周囲の人は、緊張感を持って取り組んでほしい。

（障がい者団体）

- 与えられた権限について、裁量があるからといって無限定に行使して良いわけではない。意思決定支援のプロセスを常に意識し、まずは、チーム全体で、**本人による意思決定のベストチャンス（最適な環境）を整えるための努力を忘れない**でほしい。

（障がい者団体）

## 本人と支援者の本質的な関係 ①

本人（支援の受け手）は、支援者との関係において、  
対等な立場に立ちにくい心理的制約を抱えている。

### 「おそれ」

こんなこと言ったら、  
〇〇してもらえない  
なるかも…。

### 「あきらめ」

言っても  
しょうがない…。

### 「自己抑制」

お世話になっているのに、  
わがまま言えない…。

## 本人と支援者の本質的な関係 ②

支援者の価値観による…

- 利益
- 保護
- 安全

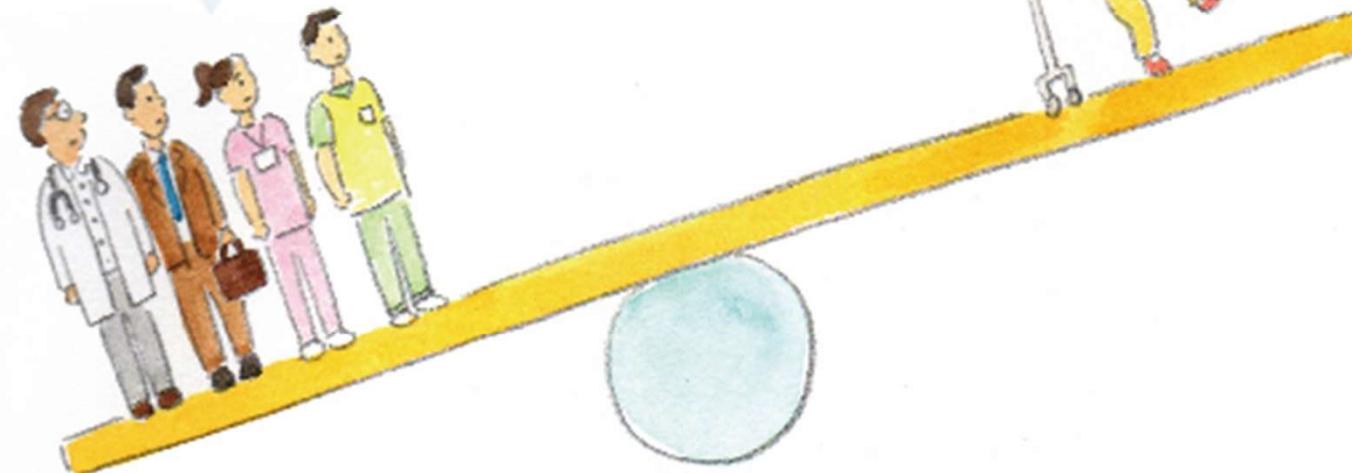
緊張関係

目的の非対称性

本人の・人間としての…

- 個人の自由
- 尊厳
- 生き方の選択

後見人等は、他の支援者よりも圧倒的な権限（代理権等）を有している。このため、本人と同等の立場に立つことが難しくなっている。

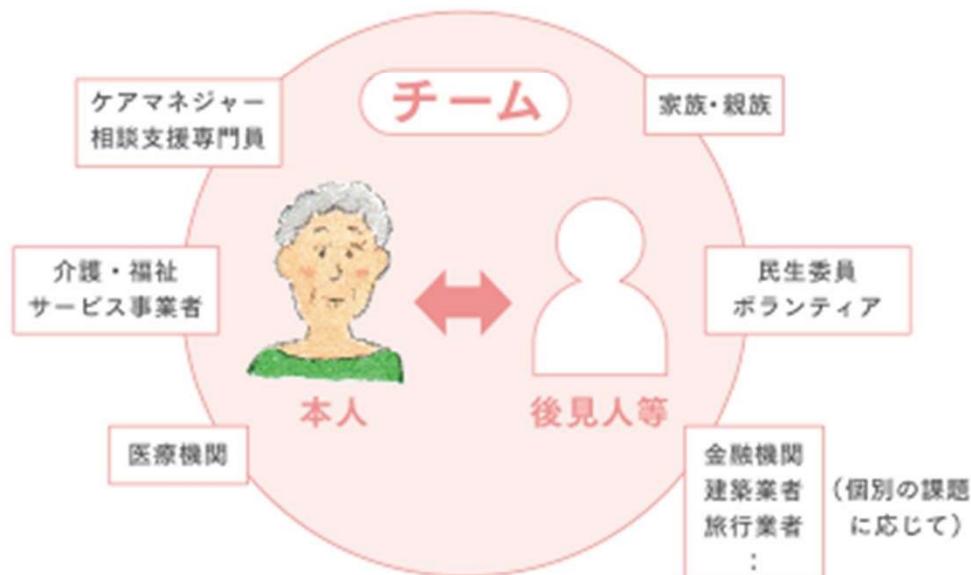


## チームとは

本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人等が**チームとなって、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。**

必ずしも新規に作る必要は無く、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存チームに後見人等が加わることが多い。話し合う課題に応じて、チーム編成は変化する。

メンバー例：ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等



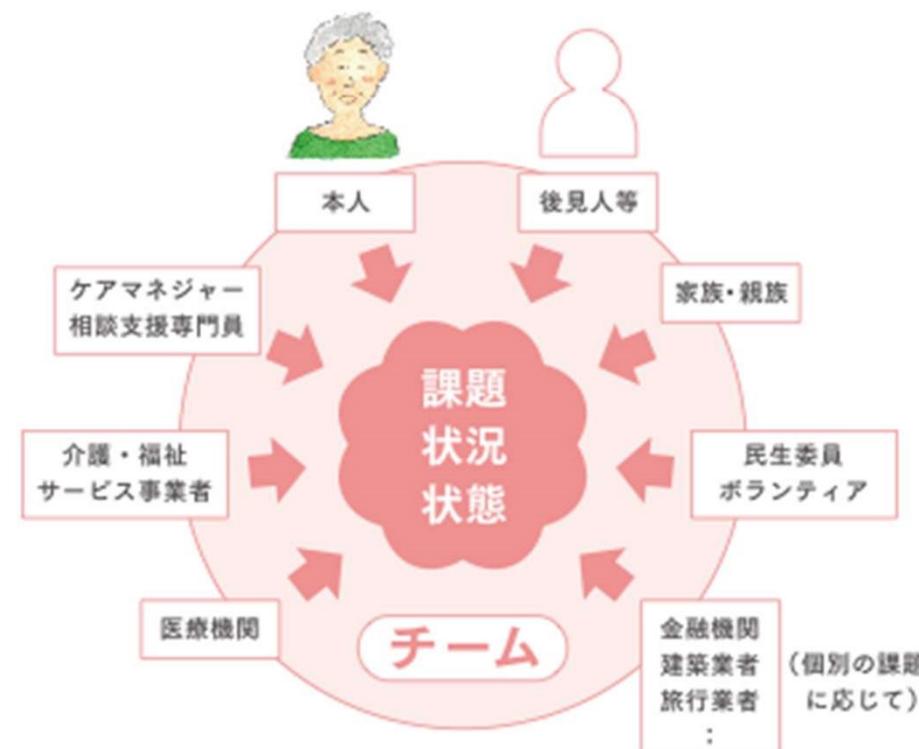
後見人等は、一人で決めず、  
本人や、本人をよく知る  
チームの人の話を  
良く聞いて欲しい。

でも、チームが揃えばいい  
というものでなく、  
かえって言いづらくなる  
こともある。

(当事者の声より)

## 本人とともに課題を解決していくチーム像

「本人は意思決定支援を受ける対象（客体）である」から、  
 「本人は支援を受けて意思決定を行う主体である」という視点への転換。



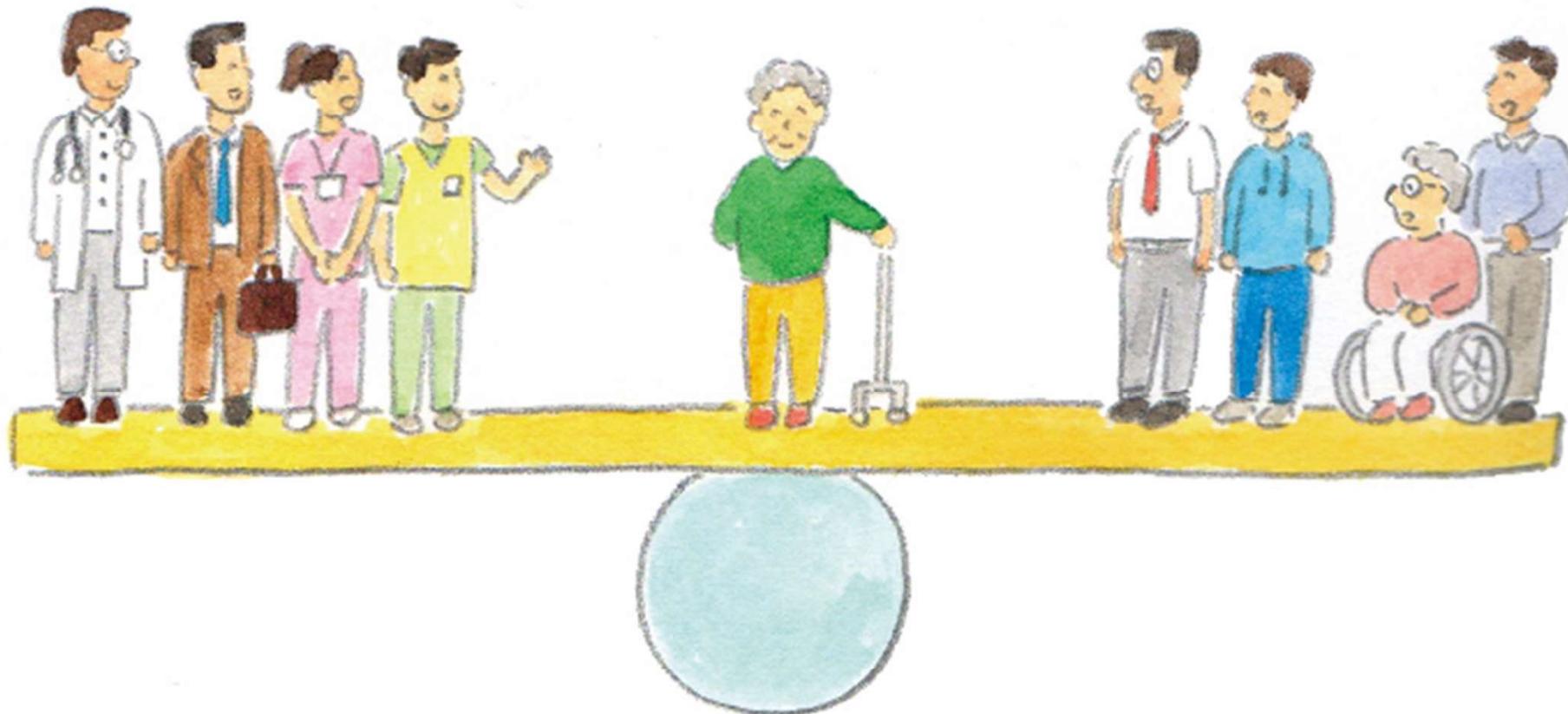
出典：ソーシャルワークの理論と実践の基礎、公益社団法人東京社会福祉士会、2019年。

へるす出版 88頁 図3-4 協働体制の変化（福山和女）より一部改変引用

出典：公益社団法人日本社会福祉士会主催「地域における意思決定支援の実践に向けて」

## チームの弊害を意識した支援

関係のバランスがとれた状態。

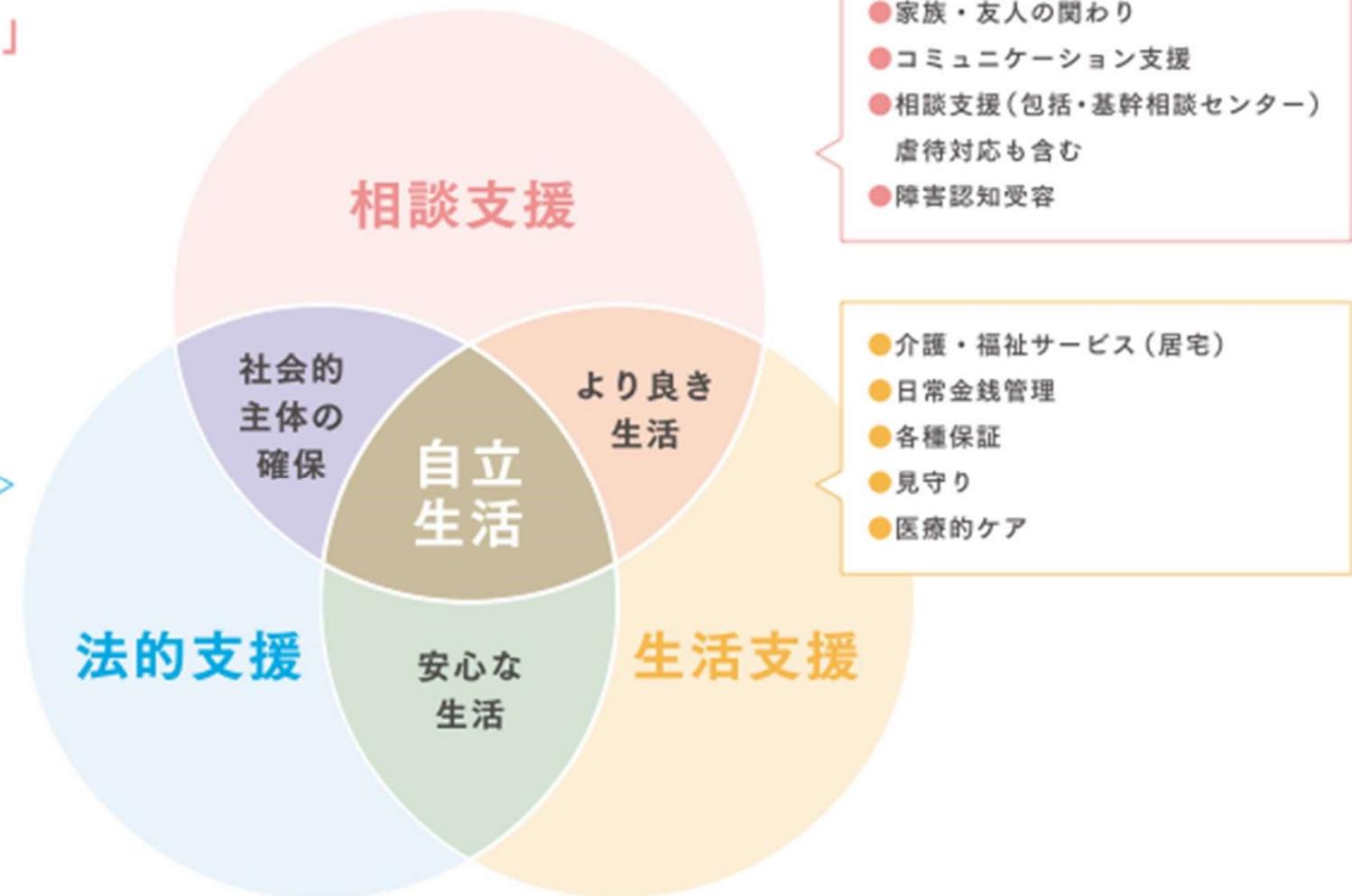


## 権利擁護を考える際の支援の3つの輪

「いずれの支援も専門職と  
非専門職の関与がある。」

日本福祉大学権利擁護研究センター  
「権利擁護がわかる意思決定支援」より

- 成年後見制度
- 紛争解決
- 虐待救済
- 財産管理
- 法的助言



## 意思について考えよう ①

正反対の気持ち、矛盾する気持ち、  
さまざまな気持ちが両立することもある。



## 意思について考えよう ②

言葉で表現していること、  
本当の思いが異なってしまっている  
(うまく表現できていない、自分でも  
本心に気づいていない) こともある。

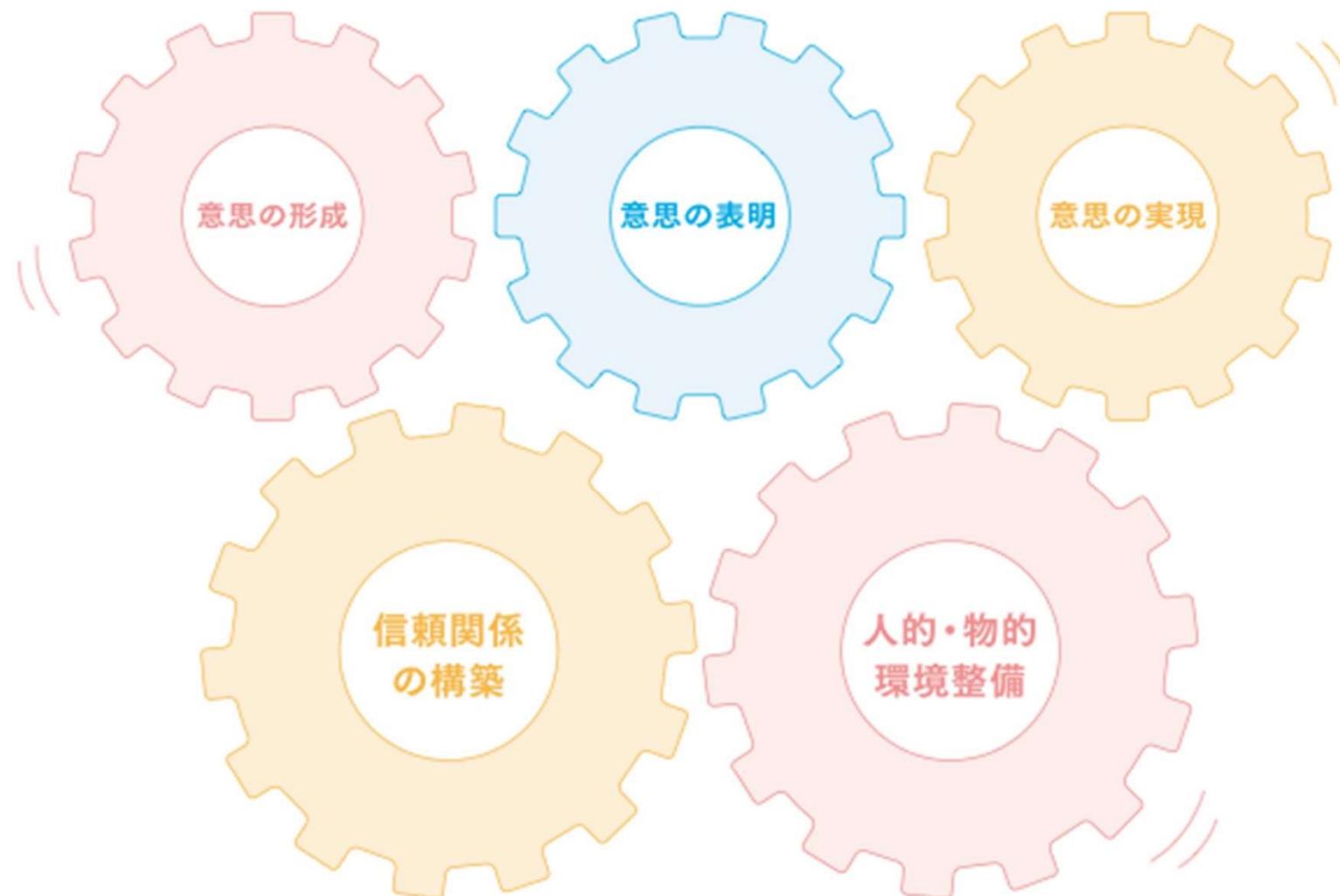


そっとしておいてほしい



放っておいてほしい？

## 意思決定支援の主要な要素



## 信頼関係の構築 / ①本人を知る

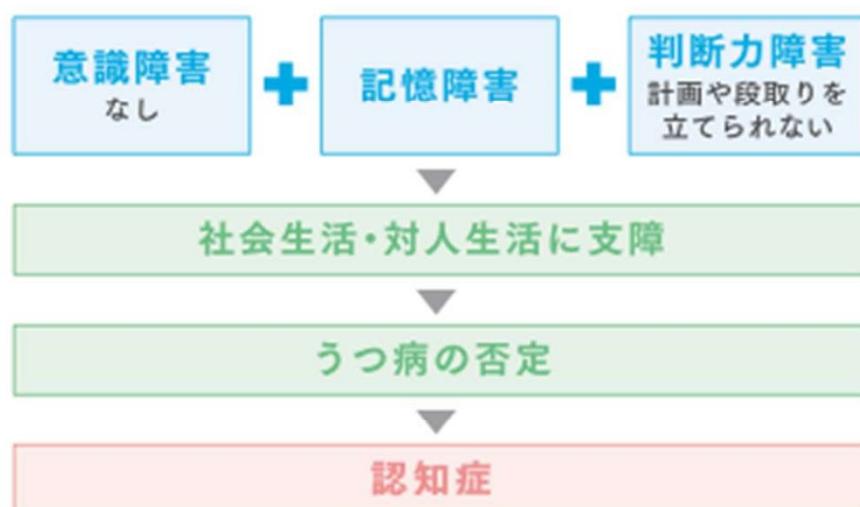
- 定期的な面談等により、**本人とよくコミュニケーションをとる。**
- 周囲の支援者から、本人にとって最適なコミュニケーション方法及び本人の過去、現在について情報収集した上で、**本人がこれからどのように生活したいと考えているのか等について話し合う。**
- 本人の表情、感情に関する記録、生活史、人間関係、価値観や健康観の情報から、本人の好き嫌い等を知ることができる。



## 信頼関係の構築 / ②特性を知ろう：認知症

### ● 認知症とは？

「認知症」とは老いにともなって増えてくる病気の一つです。さまざまな原因で脳の細胞が死んだり働きが悪くなることによって、記憶・判断力の障害などが起こり、意識がはっきりしているときでも、社会生活や対人関係などを含めた日常生活に支障が出ている状態(およそ6か月以上継続)です。



### ● 意思決定支援を行う上で留意すべきことは？

「覚えていない」(記憶障害の存在)からといって、意思決定ができないわけではありません。意思決定に必要な情報をそのつど提供するなどの支援を行う必要があります。

### ● 詳しく知りたいときは？

#### ■ 政府広報オンラインHP

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201308/1.html#section1>

#### ■ 厚生労働省 認知症施策HP

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201308/1.html#section1>

## 信頼関係の構築／③特性を知ろう：知的障害

### ●知的障害とは？

知的障害は、知的機能の発達が遅れる障害です。知的機能の障害のために、複雑な判断や計算、お金の管理、身の回りのことなどを行うために、支援や指導が必要となります。

#### 【主な特徴】

話の内容を理解できなかったり、自分の考えや気持ちを表現することが難しく、コミュニケーションを上手に取れないことがあります。  
複雑な話や抽象的な概念の理解が得意な人もいます。

### ●意思決定支援を行う上で留意すべきことは？

目の前にある具体的なことについては理解できても、見たこともないこと、聞いたこともないことを理解することは苦手です。  
わかりやすい言葉を使い、具体的な例をあげたり、絵やカードを利用するなど、本人が具体的なイメージを抱けるように話す必要があります。

### ●詳しく知りたいときは？

- 厚生労働省 e-ヘルスネットHP  
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/heart/k-04-004.html>
- 国土交通省 発達障がい、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック  
<https://www.mlit.go.jp/common>

## 信頼関係の構築／④特性を知ろう：精神障害

### ●精神障害とは？（代表例）

統合失調症	「幻覚」や「妄想」が特徴的な症状だが、その他にも様々な生活のしづらさが障害として表れることが知られている。
気分障害	気分の波が主な症状として表れる病気。うつ状態のみを認める時はうつ病と呼び、うつ状態と躁状態を繰り返す場合には、双極性障害（躁うつ病）と呼ぶ。
てんかん	何らかの原因で、一時的に脳の一部が過剰に興奮することにより、発作が起きる。発作には、けいれんを伴うもの、突然意識を失うもの、意識はあるが認知の変化を伴うものなど、様々なタイプのものがある。
依存症	特定の行為を繰り返さないと満足できない状態となり、自らの力では止めることができなくなった結果、心身に障害が生じたり家庭生活や社会生活に悪影響が及ぶに至る。（アルコール、薬物およびギャンブル等がある）
高次脳機能障害	記憶障害・注意障害・推敲機能障害・社会的行動障害・病識欠如。失語症等を伴う場合もある。

### ●意思決定支援を行う上で留意すべきことは？

病状が不安定になると病気の症状に判断や行動が左右されます。病状の安定を図るためにには、継続的に適切な医療を受けていることが重要です。高次脳機能障害の人については、認知症の人と同様の配慮が必要です。

### ●詳しく知りたいときは？

■厚生労働省 精神・発達障害者しごとサポート養成講座 HP

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou)

■厚生労働省 みんなのメンタルヘルス HP

<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/speciality/detail.html>

## 信頼関係の構築 / ⑤特性を知ろう：発達障害

### ●発達障害とは？

発達障害者支援法第二条では、発達障害は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。同じ診断名でも一人ひとりその特徴はさまざまです。また障害ごとの特徴が重なり合っている場合もあるので、一人ひとりの特性に合った支援が必要です。

### ●意思決定支援を行う上で留意すべきことは？

知的障害のある自閉スペクトラム症の人では、オウム返しがみられることがあります。  
自閉スペクトラム症の人では、知能が高くても、比喩やたとえ話がわからなかったり、話の文脈が理解できないことがあります。

#### アスペルガー症候群

- 基本的に言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心の偏り
- 不器用（言語発達に比べて）

自閉症  
広汎性発達障害（PPD）  
アスペルガー症候群  
自閉スペクトラム症\*

●このほか、トウレット症候群や吃音（症）、発達性協調運動障害（不器用さ）なども発達障害に含まれる。

●発達障害の人には、感覚の過敏や鈍麻が見られることもあります。

#### 学習障害（LD）

- 読む、書く、計算する等の能力が全体的な知的発達に比べて極端に苦手
- 授業性学習障害\*

#### 注意欠陥多動性障害（ADHD）

- 不注意（集中できない）
- 多動・多弁（じっとしていられない）
- 衝動的に行動する（考えるより先に動く）
- 注意欠如・多動症\*

\*はDSM-5の診断名

### ●詳しく知りたいときは？

#### ■発達障害情報・支援センターHP

[http://www.rehab.go.jp/ddis/index.php?action=pages\\_view\\_main](http://www.rehab.go.jp/ddis/index.php?action=pages_view_main)

#### ■厚生労働省 発達障害支援施策HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit-suite/bunya/hukushi\\_kaigo](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit-suite/bunya/hukushi_kaigo)

## 信頼関係の構築 / ⑥コミュニケーションの前提

- コミュニケーションの特性は、疾患や障害の種類だけでなく、個人によっても大きく異なります。
- 本人をよく知る人（身近な家族等、支援者、主治医など）に、本人にとって適切なコミュニケーションの取り方について情報収集し、本人の表情等を観察しながら関わることが求められます。

例1

「Aしたい？」→ 本人「うん、Aしたい」  
「Bしたい？」→ 本人「うん、Bしたい」

- AかBを選んで答えていているのではなく、尋ねている人（の思い）に合わせて話をしていくことがある。

例2

「○○するのはどうですか？」  
→「…」

- 「○○したい」という思いが心の中にあっても、それを言葉で表現することが困難で沈黙していることがある。



## 信頼関係の構築 / ⑦コミュニケーションの手法の例

様々なコミュニケーション手法の中から、本人に適したものを選択します。

- 表情、ボディーランゲージ、身ぶり手ぶり
- 文字、絵、写真、イラスト
- コミュニケーションボード、カード
- 音（録音）



本人用のコミュニケーションツールを、ご家族や支援者が作成していることがあります。

「わかりやすさ」を意識してコミュニケーションをとります。

**point 文章の書き方**

- 簡単に具体的に
- 複雑な表現を避ける
- シンプルな構文にする
- なじみのない外来語は避ける

**point 視覚的な見せ方**

- 文字は大きめに
- 写真やイラスト、絵文字などを使う
- 意味のまとめりを意識して区切る

詳しくは「わかりやすい情報提供に関するガイドライン」をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/dl/171020-01.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/dl/171020-01.pdf)

## 環境整備 / ①人的環境整備

周囲の人の態度や関係によって、  
本人の意思決定は影響を受けます。

### ●尊重する態度

本人の意思を尊重する態度、本人が安心できるような態度で接することが基本です。

これまでの生活や、家族関係を知った上で接することがポイントとなります。

### ●信頼関係

本人との間に信頼関係があると、本人は安心して思いを表現しやすくなります。

### ●関係性への配慮

立ち会う人への遠慮などから、本人は思いを十分に表現できない場合もあるため、関係性への心配りが必要となります。



## 環境整備 / ②物的環境整備

物理的環境や時間帯等によっても、本人の意思決定は影響を受けます。

### ●慣れた場所で

初めての場所や慣れない場所では、本人は緊張したり混乱したりします。

このような場合は、本人の意思を十分に表現できないことがあるため、なるべく本人が慣れた場所で意思決定支援を行うことが望されます。

### ●一番力を発揮できる時間帯で

時間的ゆとりを確保し、緊張や混乱がなく、本人が一番力を発揮できる時間帯で意思決定支援を行うことが望されます。



## 意思の形成への支援

適切な情報、環境、認識の下で、  
意思が形成されることを支援します。

意思を決定するためには、その内容についての  
適切な情報が必要となります。

- 例1** メニューから注文しようとしても、  
メニューが読めなければ選べない。  
 ●本人に伝わる説明が必要。  
 ●短く、ゆっくりと、分かりやすく。

- 例2** メニューが読めたとしても、  
食べたことがない料理を選ぶことは難しい。  
 ●「冷やし中華」「麻婆豆腐」が何か知らない人は、それを  
選ぶことができない。理解できる説明が必要。  
 ●絵や写真、実物を見せる、試食することによって、何を  
食べるか（食べないか）、決めることができる。

- 例3** 考えを邪魔するような働きかけがあると、  
決めることは難しい。  
 ●「冷やし中華」か「麻婆豆腐」か食べるものについて悩  
んでいるのに、ずっと「飲み物を何にするか」の決断を  
迫られると、考えがまとまらない。



## 形成支援のチェックポイント

### 支援者の価値判断が先行していないか？

- 本人の希望に着目し、「開かれた質問」で尋ねる。  
開かれた質問で尋ねることで、本人の心からの希望、意思の真意を知ることが可能となる。

例

(外出が困難な状況にて)本人「外に行きたい」→  
「外出できる訳がない」という思い込みを排除する。

- ✗ 「本当に外出したいですか？」(「はい」「いいえ」等、限られた回答で答えるような質問)
- 「どんなふうに過ごしたいですか？」(「〇〇したい」等、自由に答えられる質問)

### 本人の「理解」と支援者の「理解」に相違はないか？

- 同じ趣旨の質問を、時間をおいて、違う角度から行ってみる。
- 説明された内容を忘れてしまうことがあるため、その都度説明する。 ●本人に説明してもらう。

### 選択肢を提示する際の工夫ができているか？

- 文字にする。図や表、絵や写真を使う。 ●ホワイトボード等の活用。
- 選択肢の比較ポイント、重要ポイントをわかりやすく示す。

### 他者からの「不当な影響」はないか？

## 意思の表明の支援

形成された意思を適切に表明・表出することを支援します。

心の中で決めていても、それを表明・表出するには、  
適切な環境が必要となります。環境整備が重要となります。

**例1** 「今すぐ決めて！」など、決断を迫る態度で支援者が接すると、本人は心からの希望を表明しにくい。

- 本人と時間をかけてコミュニケーションをとることが重要です。

**例2** 「前、〇〇って言ったでしょう？今更変えないで」など、本人の以前の発言の責任を問う態度で支援者が接すると、本人は心からの希望を表明しにくい。

- 本人の示した意思は、時間の経過や本人がおかれた状況等によって変わりうることを許容し、最初に示された意思に縛られることなく、適宜その意思を確認します。

**例3** 本人「〇〇」→「あれ？」

- 本人の表明した意思が、本人の信条や生活歴、価値観等から見て整合性がとれない場合や、表明した意思に迷いがあると考えられる場合等は、本人の意思を形成するプロセスを振り返り、再度意思を確認する。



### 表明支援のチェックポイント

#### 決断を迫るあまり、本人を焦らせていないか？

- 時間をかけてコミュニケーションを取る。
- 重要な意思決定の場合には、時間をおいて、再度、意思を確認する。
- 時間の経過や置かれた状況によって意思は変わりうることを許容する。

#### 本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や 価値観等から見て整合性があるか？

- これまでと異なる判断の場合には、より慎重に本人の意思を確認する。
- 表面上の言葉にとらわれず、本人の心からの希望を探求する。

#### 意思を表明しにくい要因や他者からの「不当な影響」はないか？

- 意思決定支援者の態度や、人的・物的環境に配慮する。  
時には、いつものメンバーとは異なる支援者が意思を確認してみることも必要。

## 意思の実現の支援

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することを支援します。

表明された本人の意思を実現し、生活に反映することの支援です。

**例1** 本人の意思が無視されたり否定されたりすることが続くと、本人の意思形成、意思表明の意欲は弱まる。

- 「〇〇したい」ということを無視され続けると、何を言わなくなる。

**例2** 意思実現のプロセスにおいても、本人がその能力を最大限に活用して参加することが、エンパワメントとなる。

- 「〇〇を食べたい」という意思が表明された場合、支援者が料理をして食事介助をしてしまのではなく、可能な限り、本人が買い物や調理から参加したり、自分の力で食事を取ったりすることで、本人が自分自身の力を感じることができる。



## 実現支援のチェックポイント

- 本人の能力を最大限活用できているか？
- 意思決定支援チームが協働できているか？
- 活用可能な社会資源を適切に利用できているか？



実現それ自体より、本人と一緒に実現を目指していく過程が重要。  
本人を抜きにして、何でも「やってあげる」という姿勢は  
実現支援ではなく「代行決定」となる。

※他者から見て合理的かどうかを問うものではない。

※体験（小さな実現支援）を通じて意思形成され、過去の表明内容が変更されることもある。

## ブレイク

## 陥りがちなミス・誤り

- 話せなければ言葉がないと思ってしまう。
- 言葉がなければ、意思がないと思ってしまう。
- 意思が現れていても、障害や過去の「失敗」等を理由に、意思を決める能力はないと判断してしまう。



本人の可能性を信じることができない理由は？



## ブレイク

## 試してみることによる意思の形成支援／ 体験利用の活用

●「試すこと」で選びやすくなる  
経験していないことは、選びにくい。  
体験利用を活用する等、「お試し体  
験」をしてみることは有効な支援  
となる。

●リスクにも備えられる  
試してみることで、どのようなリ  
スクがあるかを知り、それに備え  
ることもできる。



### 意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

1. 意思決定能力の存在推定
2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
3. 不合理にみえる決定 ≠ 意思決定能力がない
- .....
4. 本人の推定意思に基づく代行決定
- .....
5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
6. 代行決定の限定行使
7. 第1原則へ戻る

この原則は、意思決定支援と代行決定の考え方の1つとして示しているものです。第4原則については、成年後見人等に広い法的代理権(権限)を持つ存在であることから、より慎重な対応が求められる代行決定の領域に位置付けています。

## 意思決定能力

意思決定能力＝本人の個別能力＋支援者側の支援力

意思決定能力は、本人の個別能力だけでなく、  
支援者側の支援力によって変化します。

## 意思決定能力

### 本人の個別能力

- 意思決定に関する情報について、  
本人が理解すること
- 必要な情報を、本人が記憶すること
- 本人が、選択肢を比較検討すること
- 意思決定した内容を、  
本人が他者に伝える（表現する）こと



### 支援者側の支援力

- 上記意思決定に必要な4要素につき、以下の点を踏まえ、実践上可能な工夫、努力を尽くす。
- 能力は、あるかないかという二者択一的なものではなく、少しづつ変化するものである。
- 本人の心身の状況や、環境によって、変化する。
- 「何を決めるか」という内容によっても、変化する。

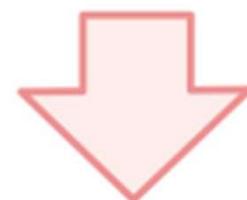
## 第1原則／意思決定支援の原則①

意思決定支援については様々な考え方があります。  
考え方の1つとして紹介するものです。

### 第1原則 意思決定能力の存在推定

全ての人は意思決定能力があることが推定される。

どのような人でもあっても、本人には意思があり、  
決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします。



本人には決める力がある  
という前提で関わる

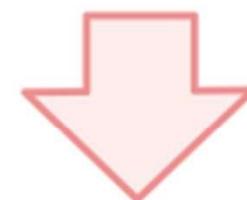


## 第2原則／意思決定支援の原則②

第2原則 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性

本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を  
尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

意思決定のための最適な環境（ベストチャンス）を整えるための  
支援をし尽くさなければ、代わりに決めることはできません。



あらゆる支援をし尽くして

### 実行可能なあらゆる支援のチェックポイント

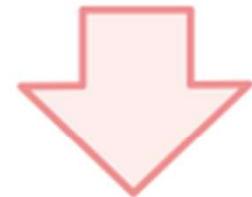
- 本人にとって意思が表出しやすい又は  
意思決定がしやすくなる日時・場所の設定がなされている。
- 本人の意思形成に不当な影響を与えないように、面談・会議等における参加者の構成  
を工夫している。(利益相反を避けるようなメンバー構成、複数人体制等)
- 本人が意思決定をするために十分な時間、  
情報(メリット、デメリット、結果の見通しを含む)、選択肢が与えられている。
- 本人にとってわかりやすい言葉遣いの工夫がされている。
- 写真や映像、タブレット、絵カード等を用いるなど、本人が理解しやすい形で  
情報が提供され、かつ、意思疎通手段の工夫がされている。
- 体験の機会等を提供し、本人の意思形成支援や意思確認を試みている。
- 本人、関係者からの情報収集を通じて、本人の価値観、意思及び選好、心理的状況、これ  
までの生活史等、本人の情報や人間関係・物理的環境等を把握するよう努めている。
- 「意思決定支援」に関する実践記録を積極的に残している。

### 第3原則／意思決定支援の原則③

第3原則 不合理にみえる決定≠意思決定能力がないということ

一見すると不合理にみえる意思決定でも、  
それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

後見人等からみて、合理的とはいえない判断をしたとしても、  
それだけで意思決定能力がないと考えてはいけません。



不合理にみえる決定も  
尊重されるべき

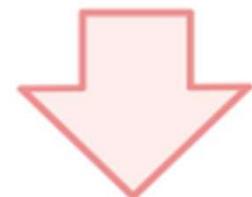
## 第4原則／代行決定の原則①

後見人等には法的代理権が付与されていることから、代行決定の原則として整理しています。

### 第4原則 推定意思に基づく代行決定

意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、推定意思に基づく代行決定に移行します。この場合、明確な根拠に基づき、本人の意思を推定します。



○○だから、この人ならば、  
○○を選ぶはず

## 推定意思をとらえるには？

本人の意思の推定(本人の意思と選好に基づく最善の解釈)を行うには、以下の方法があります。

- 本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、好き嫌い等の情報を把握する。
- 本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積する。
- 本人をよく知る関係者（支援チーム）が、関連情報を複合的視点で評価する。

### 関連情報の発見・収集

- 生活環境
- 他者との関係性
- 意思表示方法
- 本人の表情・感情・行動



### 関連情報の評価（信頼性）

- 情報の確かさ
- 情報の新鮮さ
- 事実の詳しさ
- 複合的視点による吟味

本人の  
意思を  
推定

## 第5原則／代行決定の原則②

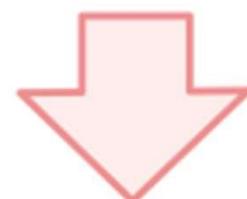
### 第5原則 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を探らなければならない。

- ①本人の意思が推定できない場合や、
- ②表明されている意思が本人にとって見過ごすことができないような重大な影響を生じるものである場合には、



(本人にとっての)最善の利益に基づく方針を探ります。  
この場合、本人の信条・価値観、選好を最大限尊重します。



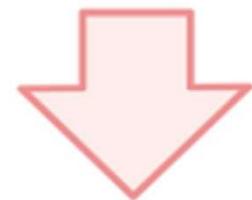
この人にとつての、一番よいことは？

## 第6原則／他者が決定する場合の原則

### 第6原則 代行決定の限定行使

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に探ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

本人を護るためにこれ以上先延ばしにできない場合で、さらに他に手段がない場合には、代わりに決めることがあります。代わりに決める際も、本人にとって最も制限が少ない手段を検討します。



どうしても必要なときは、  
もっとも制限が少ない方法で

## 本人にとっての最善の利益を考える際のポイント

最後の手段として、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。

### 1.（本人の立場からみた）メリット・デメリットの検討

最善の利益は、複数の選択肢について、本人の立場に立って考えられるメリットとデメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討することにより導く。

### 2.相反する選択肢の両立可能性の模索

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。

### 3.自由の制限の最小化

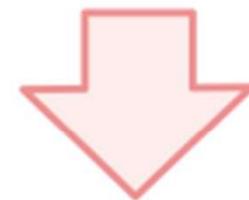
行動の自由を制限することが本人にとっての最善の利益であるとしても、他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくてすむような方法が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

## 第7原則／意思決定支援の原則へ

### 第7原則 第1原則へ戻る

一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

代わりに決めなければならなかったとしても、ずっと代わりに決め続けることはできません。  
次の意思決定の場面では、「決める力がある」という前提で関わりを始めます。



本人には決める力があるという  
前提に戻る

### 意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

1. 意思決定能力の存在推定
2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
3. 不合理にみえる決定 ≠ 意思決定能力がない
- .....
4. 本人の推定意思に基づく代行決定
- .....
5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
6. 代行決定の限定行使
7. 第1原則へ戻る

この原則は、意思決定支援と代行決定の考え方の1つとして示しているものです。第4原則については、成年後見人等に広い法的代理権(権限)を持つ存在であることから、より慎重な対応が求められる代行決定の領域に位置付けています。

## 本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面等

- 意思決定支援の結果、本人が意思を示した場合や、本人の意思が推定できた場合であっても、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合等。

→ 法的保護の観点から、最善の利益に基づいた代行決定を行うことが許容される

- 重大な影響といえるかどうかについての判断要素。

- ① 本人が他に採り得る選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか。
- ② 一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか。
- ③ その発生に確実性があるか。

I. 第三者からみれば必ずしも合理的でない意思決定であったとしても、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が発生する可能性が高いとまでは評価できない場合  
本人の意思（推定意思）に基づいて支援を行うことが期待される。

### II. 重大な影響が発生する可能性が高いと評価される場合

法的保護の観点から、以下の判断を行うことがある。

- ① 本人の意思実現について同意しない。
- ② 最善の利益に基づく代行決定（代理権、取消権の行使）…\*4

## 法的保護・権利擁護の観点から介入せざるを得ない場合

以下のような状態が生ずる可能性が高い場合又は現に発生している場合で、かつ、これ以上決定を先延ばしできない場合には、第三者が介入せざるを得ないこともあります。

- 他者を害する状態（例：意図的かつ重大な<sup>※1</sup>権利侵害・犯罪行為）
- 本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる状態（例：深刻なセルフネグレクト、他者からの虐待、自殺未遂の反復）等



行政機関・司法機関・医療機関等による法的保護・権利擁護のための「介入」もありうる<sup>※2</sup>

※1 他者の権利との緊張関係があることのみをもって、直ちに「他者を害する」と安易に解釈すべきではない。

※2 刑法、刑事訴訟法、精神保健福祉法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の各法令要件に該当するか否かによって判断される。ただし、意思決定支援・代理代行決定のプロセスは可能な限り尊重されるべき。

### 気づいたことを共有しよう

- グループ(4~5人)に分かれます。(運営側で操作します)
- グループに分かれたら、「マイクミュートを解除」「ビデオオン」を押してください。

memo